



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年7月12日金曜日 第1372号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出.....	825
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	825
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	825
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	826
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	826
県営土地改良事業の工事の完了.....	826
保安林の指定の解除.....	826
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	826
開発行為に関する工事の完了.....	826

人事委員会規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	827
--------------------------------------	-----

人事委員会公告

平成14年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	827
平成14年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	831
平成14年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	834

県議会告示

愛媛県議会会議規則の一部改正.....	836
---------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重信町下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	越智高徳	温泉郡重信町大字下林甲982番地3
"	門田勝博	温泉郡重信町大字下林甲304番地
"	窪田正道	温泉郡重信町大字下林甲1216番地
"	森政明	温泉郡重信町大字下林甲117番地
"	森長幸	温泉郡重信町大字下林甲218番地3
"	丹生谷清美	温泉郡重信町大字下林甲489番地1
"	丹生谷和男	温泉郡重信町大字下林甲585番地
"	福岡昌朗	温泉郡重信町大字下林甲1124番地
"	野中秀宣	温泉郡重信町大字下林甲1453番地
"	井本修	温泉郡重信町大字下林甲877番地
"	松田勝利	温泉郡重信町大字下林甲926番地
"	池田泰也	温泉郡重信町大字下林甲1088番地
監事	松下文雄	温泉郡重信町大字下林甲579番地4

"	藤井省三	温泉郡重信町大字下林甲296番地
---	------	------------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	森一義	温泉郡重信町大字下林甲109番地1
"	森政明	温泉郡重信町大字下林甲117番地
"	門田勝博	温泉郡重信町大字下林甲304番地
"	野上広重	温泉郡重信町大字下林甲539番地
"	越智正明	温泉郡重信町大字下林甲1270番地1
"	丹生谷美雄	温泉郡重信町大字下林甲1243番地
"	越智高德	温泉郡重信町大字下林甲982番地2
"	丹生谷繁利	温泉郡重信町大字下林甲1074番地1
"	中村昇	温泉郡重信町大字下林甲869番地1
"	中村昌一	温泉郡重信町大字下林甲800番地1
"	高橋一正	温泉郡重信町大字下林甲1347番地
"	森勝	温泉郡重信町大字下林甲1346番地
監事	松下文雄	温泉郡重信町大字下林甲579番地4
"	藤井省三	温泉郡重信町大字下林甲296番地

○愛媛県告示第1294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	和田隆夫	温泉郡重信町大字樋口833番地
"	大西時雄	温泉郡重信町大字樋口1126番地2
"	松川茂	温泉郡川内町大字北方3035番地7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	恒岡光行	温泉郡重信町大字樋口1175番地
"	藤田恒心	温泉郡重信町大字樋口298番地
"	大石春一	温泉郡川内町大字北方2694番地7

○愛媛県告示第1295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・引野地区）の施行に平成14年7月2日同意

した。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1296号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・汁谷地区）の施行に平成14年 7月 2日同意した。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1297号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・西窪地区）の施行に平成14年 7月 2日同意した。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1298号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・用呂越地区）の施行に平成14年 7月 2日同意した。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1299号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・稲荷客地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・稲荷客地区）計画書の写し
 - (2) 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 7月15日から 8月 9日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第1300号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土

○愛媛県告示第1304号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

地改良事業（かんがい排水）・上三谷原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上三谷原地区）計画書の写し
 - (2) 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 7月15日から 8月 9日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第1301号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	青木地区	平成 4 年 3 月23日
ため池等整備事業	青木上地区	平成 6 年 3 月29日

○愛媛県告示第1302号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町豊之浦字ヨコミチ 870 の 2、 870 の 3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、今治広域都市計画道路 3・4・53高地矢田線ほか 3 路線の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
三土（開）第12号 平成14年6月19日	伊予三島市宮川二丁目古池743番3及び744番1並びに同市宮川四丁目古池745番2、746番2、792番4、793番、796番2、796番3、797番2、798番2及び地先農道・水路の一部	伊予三島市中央三丁目14番11号 有限会社 トラヤ第一不動産 代表取締役 合 田 義 久
西局建（開）第10号 平成14年6月24日	西条市喜多川字中ノ楯426番	西条市喜多川266番地1 エース住宅株式会社 代表取締役 久 門 孝 志
松局伊土検（開）第14号 平成14年6月21日	伊予市上吾川字向井甲1044番2	高知県高知市大谷公園町11番5号 向 井 洋 一
松局伊土検（開）第15号 平成14年6月26日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛165番3	伊予郡松前町大字筒井600番地3 藤 谷 朋 宏
松局建（開）第9号 平成14年6月26日	北条市別府148番3	新居浜市宮原町1番115号 近 藤 一 勇
松局伊土検（開）第16号 平成14年6月28日	伊予郡松前町大字永田字銭塚52番3及び53番3	広島県広島市南区翠二丁目6番10-20 2号 向 井 建 蔵
松局伊土検（開）第17号 平成14年6月28日	伊予市上吾川字松本甲202番2	伊予郡砥部町重光140番地1 亀 岡 通 則

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 959

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年7月12日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 62）の一部を次のように改正する。

様式第4号備考〔記号〕3中「規定する週休日」の下に「（以下「週休日」という。）」を加え、「週休日等」を「休日等」に改め、同様式備考〔記号〕4及び5中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4

時間である」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第4号の規定は、平成14年4月1日から適用する。
（経過措置）
- この規則施行の際現に作成され、記入されている改正前の教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第4号の規定による教員特殊業務従事簿は、新規則様式第4号の規定による教員特殊業務従事簿とみなす。
- この規則施行の際現にある旧規則様式第4号の規定による教員特殊業務従事簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成14年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成14年7月12日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
電話（089）941 - 2111 内線3576・3577

平成14年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

- 受付期間

平成14年 8月9日(金)から9月6日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	4人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	5人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	栄養士	1人程度 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、栄養改善指導、集団給食施設指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
	学校栄養士(A)	4人程度 県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校(共同調理場を含む。)に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短期大学卒業程度	保育士	1人程度 知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、保育士の養成や児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
	臨床検査技師	1人程度 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	歯科衛生士	1人程度 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科衛生思想の普及啓発等の業務に従事します。
	歯科技工士	1人程度 知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、歯科に関する補てつ物、充てん物等の作成・修理・加工、歯科技工士の養成等の業務に従事します。
	学校栄養士(B)	2人程度 県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校(共同調理場を含む。)に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
行政事務	昭和56年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成15年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
学校事務		
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴
栄 養 士	昭和48年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成15年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成15年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成15年3月末日までに卒業する見込みの者
学校栄養士（A）		
保 育 士	昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者	保育士の資格を有する者又は平成15年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
臨床検査技師	昭和50年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者	臨床検査技師の免許を有する者又は平成15年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
歯 科 衛 生 士	昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者	歯科衛生士の免許を有する者又は平成15年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
歯 科 技 工 士		歯科技工士の免許を有する者又は平成15年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
学校栄養士（B）		栄養士の免許を有する者又は平成15年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者。 ただし、学校栄養士（A）の受験資格に該当する者は、除く。

4 試験の方法

(1) 初級

ア 第1次試験

(7) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

(1) 適性試験

公務員として職務遂行上必要な事務処理能力について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(7) 口述試験

(1) 作文試験

(7) 適性検査

(1) 身体検査

(2) 資格免許職

ア 第1次試験

(7) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

(1) 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験（択一式）を行います。

なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

- (ア) 口述試験
- (イ) 作文試験
- (ウ) 適性検査
- (エ) 身体検査

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成14年 9月29日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島南高等学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成14年10月中旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
			午前9時から 午後3時まで	
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成14年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (1) 初級
行政職給料表1級3号給(現行給料月額 141,900円)
- (2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
栄 養 士 、 学 校 栄 養 士 (A)	医療職給料表(二)2級2号給 180,400円
保 育 士	行政職給料表1級5号給 151,800円
臨 床 検 査 技 師	医療職給料表(二)1級6号給 169,200円
歯科衛生士、歯科技工 士、学校栄養士(B)	医療職給料表(二)1級4号給 154,600円

8 受験手続

<p>申込用紙の請求</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市中央区瓦町一丁目7番7号 電話（06）6202 - 7846）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、必ず封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月24日（火）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。</p>

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
栄 養 士 学 校 栄 養 士 (A)	解剖生理学、病理学、生化学、食品学、食品加工学、栄養学、栄養指導論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食管理（調理学を含む。）、食品衛生学、公衆衛生学、健康管理概論
保 育 士	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生
臨 床 検 査 技 師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）
歯 科 衛 生 士	解剖学及び生理学、病理学、微生物学及び薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学、栄養指導、歯科臨床大要、歯科予防処置、歯科診療補助、保健指導
歯 科 技 工 士	歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規
学 校 栄 養 士 (B)	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、栄養指導

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成14年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成14年7月12日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話(089)941-2111 内線3576・3577

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、千葉県、大阪府又は兵庫県警察官になるみちがあります。

1 受付期間

平成14年8月22日(木)から9月13日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	千 葉 県	大 阪 府	兵 庫 県
19 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申し込み時には、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成15年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。)

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身 長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体 重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸 囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴 力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成14年10月13日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成14年10月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成14年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

* 愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給(現行給料月額174,100円)、高校卒程度で公安職給料表1級2号給(現行給料月額160,200円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	総合得点 及び	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	総合順位	合格発表の日から 1 月間	

(注) 開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第 1 志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

○愛媛県人事委員会公告第 6 号

平成14年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成14年 7月12日

愛媛県人事委員会

〔松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570〕
電話 (089) 941 - 2111 内線3576・3577

愛媛県警察本部

〔松山市南堀端町 2 番地 2 〒 790 - 8573〕
電話 (089) 934 - 0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成14年 8月22日（木）から 9月13日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

2 人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和47年 4月 2 日から昭和60年 4月 1 日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成15年 3 月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第 1 次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身 長 155 センチメートル以上であること。
- (イ) 体 重 45キログラム以上であること。
- (ウ) 視 力 両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。
- (エ) 弁色力 完全であること。
- (オ) 聴 力 完全であること。
- (カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第 2 次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成14年10月13日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成14年10月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成14年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給(現行給料月額174,100円)、高校卒程度で公安職給料表1級2号給(現行給料月額160,200円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	総合得点 及び	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	総合順位	合格発表の日から 1 月間	

県議会告示

○愛媛県議会告示第 3 号

愛媛県議会議規則（昭和30年 3 月愛媛県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成14年 7 月 5 日から適用する。

平成14年 7 月12日

愛媛県議会議長 柳 澤 正 三

目次中「第11章 補則」を「第11章 議員の派遣
第12章 補則」に改める。

第24条中「地方自治法」の下に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「宿所、若しくは常時連絡所に対し、」を「住所（第84条の規定による通告をした者については、当該通告の常時連絡場所又は宿所）に」に改める。

第84条中「おける宿所を」の下に「定めたときは、」を加える。

第86条第 1 項中「疾病」の下に「、出産」を加え、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第11章中第 110 条を第 111 条とし、同章を第12章とし、第10章の次に次の 1 章を加える。

第11章 議員の派遣

第 110 条 地方自治法第 100 条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議長が議会に諮りこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。